

「臨時電灯・電力における電気料金の前払い制」および「需給契約を締結せず
供給設備を施設するお申込み」のお取扱い終了について

平素は、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび弊社は、「臨時電灯・電力における電気料金の前払い制」および、「需給契約を締結せず供給設備を施設するお申込み（以下、「新設廃止」といいます。）」の取扱いを終了させていただきますこととなりました。

何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1. お取扱いを終了させていただく内容

お取扱いの内容	お取扱い終了の時期
臨時電灯・電力における電気料金の前払制のお取扱い終了	平成30年3月31日
新設廃止のお取扱い終了	平成30年6月29日

詳しくは同封の「重要なお知らせ」をご確認ください。

2. FAXによる低圧工事申込みの様式変更について

上記のお取扱い終了にあわせて、FAXによる低圧工事申込みの様式を変更いたします。

本様式は到着以降、ご使用いただけますのでご活用ください。

（到着した申込様式は保存用です。お申込みの際は、コピーしてご使用ください）

なお、平成30年6月29日（金）17時以降、旧申込様式でのFAXによる低圧工事のお申込みは取扱いできませんのであらかじめご了承ください。

3. お問い合わせ先

本件のお問い合わせについては、お申込みいただく電気工事受付センターまでお問い合わせください。（営業時間 平日9時～17時）

お問い合わせ先	電話番号
大阪北電気工事受付センター	06-6780-2470
大阪南電気工事受付センター	072-282-7211
京都電気工事受付センター	075-205-5028
神戸電気工事受付センター	078-224-5026
奈良電気工事受付センター	0745-31-5140
滋賀電気工事受付センター	050-7106-1327
和歌山電気工事受付センター	073-463-0607
姫路電気工事受付センター	079-297-7101

以上